

令和4年度音更高等学校教育振興会教育支援（夢の種）

奨学金奨学生の募集について

今年度から音更高等学校教育振興会では、経済的理由により学費等の支弁に支障を生じた生徒に対して奨学金を支給し、有為な人材の育成に資することとなりました。本奨学金の財源は、別紙規定に賛同する個人または団体による音更町への寄付金によるもので、音更高校パートナーシップ事業交付金として音更町より音更高校教育振興会に交付された奨学金を財源にしています。初年度となる今年度は30万円の寄付金が大成塗装工業（音更町、長屋正宏社長）より寄せられました。長屋社長は「将来的に、地元の若い人材の育成にもつながると思う。寄付をきっかけに音更高校への支援の輪が更に広がれば」と話してくれています。

音更高校の教職員一同、地域の期待をしっかりと受け止め、地域から愛される音更高校、地域に愛される人材の育成に全力を尽くして参ります。

音更高等学校長 重堂 法人

1 奨学資金支給対象者

- 1) 音更高等学校に在籍していること。
- 2) 学費等の支弁が困難であること。
- 3) 学業、クラブ活動等に意欲的に取り組んでいること。
- 4) 生活の全般を通じて態度・行動が音更高校の生徒にふさわしいこと。

2 奨学金の支給

奨学金を支給する期間は当該年度の1年間とする。ただし、翌年度以降も引き続いて奨学生に選定することを妨げない。

指定の口座に9月末に振り込みます。（年額50,000円）

※返還の義務はありませんが、長期疾病や休学等のために学業を続ける見込みがない場合や、奨学生として規定に抵触する場合は、支給の停止や返納が発生する場合があります。

3 奨学生数

今年度は全体で6名（応募多数のときは選考による）

4 申請の流れ

- 1) 8月19日（金）までに担任を通じて教頭まで申し込んでください

※「音更高等学校教育振興会教育支援（夢の種）奨学金奨学生願書」のみ提出

- 2) 9月上旬 選考結果を個人に通達します
- 3) 9月末日 指定の口座に振り込みます。